

# 山梨県公報

第七百十三号

平成十八年

十一月九日

木曜日

## 目次

生活保護法に基づく介護機関の指定	七九九
保安林の指定の予定(二件)	八〇一
収去飼料の試験結果の概要	八〇二
道路の供用開始	八〇五
公告	
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止	八〇五
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	八〇八
争議行為予告通知の受理	八〇九
教育委員会	
山梨県公立高等学校及び山梨県立特殊教育諸学校入学者募集定員	八〇九
その他	
漁業法による水産動植物の取扱いの制限	八一三
正誤	
平成十八年九月四日付け第千六百九十六号中	八一三

## 告示

**山梨県告示第五百五十九号**  
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関を指定した。  
平成十八年十一月九日

山梨県知事 山本 栄彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日

医療法人 笹本会	甲府市古上条町四百四十六番地	おおくに在宅ケアセンター	甲府市大里町五千三百二十八番地	平成十八年四月一日
医療法人 笹本会	甲府市古上条町四百四十六番地	おおくにいきいきプラザ 指定おおくに介護予防通所介護	甲府市大里町五千三百五十五番地	平成十八年四月一日
医療法人 立星会	甲府市和戸町三百八十九番地三	こうふ南指定介護予防支援事業所	甲府市住吉五丁目二十四番十四号	平成十八年四月一日
医療法人 立星会	甲府市和戸町三百八十九番地三	甲府南ライフケアセンター	甲府市住吉五丁目二十四番十四号	平成十八年四月一日
社会福祉法人 山梨榿の会	甲府市塚原町三百五十九番地	甲府相川ケアセンター 介護予防支援事業所	甲府市塚原町三百五十九番地	平成十八年四月一日
社会福祉法人 山梨榿の会	甲府市塚原町三百五十九番地	甲府相川ケアセンター	甲府市塚原町三百五十九番地	平成十八年四月一日
社会福祉法人 奥湯村福祉会	甲府市羽黒町千六百五十七番地五	奥湯村指定介護予防支援事業所	甲府市羽黒町千六百五十七番地五	平成十八年四月一日
医療法人 共生会	甲府市湯村三丁目十五番十三号	NAC湯村 指定介護予防支援事業所	甲府市湯村三丁目十五番十三号	平成十八年四月一日
医療法人 共生会	甲府市湯村三丁目十五番十三号	NAC湯村	甲府市湯村三丁目十五番十三号	平成十八年四月一日
社団法人 山梨勤労者医療協会	甲府市宝一丁目九番一号	共立指定介護予防支援事業所	甲府市丸の内二丁目八番十一号	平成十八年四月一日

社会福祉法人 甲府市社会福祉協議会	甲府市幸町十五番六号	指定介護予防支援事業所 風土記の丘	丸ビル一階	平成十八年四月一日
市川三郷町	西八代郡市川三郷町市川大門千七百九十番地三	市川三郷町立介護老人保健施設ケアセンターいちかわ	西八代郡市川三郷町市川大門四百十六番地	平成十七年十月一日
ハートサービス株式会社	南アルプス市藤田二千二百五十三番地二	鯉沢在宅介護支援センター	南巨摩郡鯉沢町鳥屋百三十七番地一	平成十八年四月一日
特定非営利活動法人 大月学園カプトムシ村	大月市賑岡町奥山千二百九十二番地	こもれび	大月市賑岡町奥山千二百九十二番地	平成十八年五月一日
北杜市	北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一	北杜市介護予防支援事業所	北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一	平成十八年四月一日
株式会社 高木建材	富士吉田市上吉田七丁目二番十号	株式会社 高木建材福祉事業部ポプラの木介護センター	富士吉田市上吉田七丁目二番十号	平成十八年四月一日
有限会社 野村メデイカルケア	富士吉田市下吉田五千二百九十六番地	訪問看護ステーション 野村メデイカルケア	富士吉田市下吉田五千二百九十六番地	平成十八年四月一日
ユニオン環境サービス株式会社	富士吉田市下吉田二千七百五十四番地六	ユニオン環境サービス株式会社	富士吉田市下吉田二千七百五十四番地六	平成十八年四月一日
社会福祉法人	富士吉田市松山	芙蓉荘	富士吉田市松山	平成十八年
欣寿会	千六百十三番地	富士吉田市下吉田千九百番地一	富士吉田市下吉田千九百番地一	平成十八年四月一日
社会福祉法人 富士吉田市社会福祉協議会	富士吉田市下吉田千九百番地一	富士吉田市社会福祉協議会	富士吉田市下吉田千九百番地一	平成十八年四月一日
富士観光開発株式会社	南都留郡富士河口湖町船津三千六百三十三番地一	富士観光開発株式会社 生活設備部福祉用具課	南都留郡富士河口湖町船津三千七百二十二番地	平成十八年四月一日
社団法人 山梨県看護協会	甲府市東光寺二丁目二十五番一号	社団法人 山梨県看護協会	富士吉田市上吉田千七百三十九番地一	平成十八年四月一日
身延町	南巨摩郡身延町切石三百五十番地	身延町地域包括支援センター	南巨摩郡身延町切石百十七番一	平成十八年四月一日
有限会社 みんなの家どんぐり	南巨摩郡増穂町小林千九百五十四番地七	どんぐりヘルパーステーション	南巨摩郡増穂町小林千九百五十四番地七	平成十八年四月一日
南アルプス市	南アルプス市小笠原三百七十六番地	南アルプス市指定介護予防支援事業所	南アルプス市小笠原三百七十六番地	平成十八年四月一日
有限会社ふあいと	南アルプス市在家塚八百五十番地六	介護支援サービス ふあいと	南アルプス市在家塚八百五十番地六	平成十七年八月十八日
株式会社 やさしい手甲府	甲府市青葉町十四番十五号	やさしい手 甲斐事業所	甲斐市篠原二千七百三十三番地六	平成十八年四月一日
有限会社 こすもす	韮崎市藤井町北下條二千三番地四	有限会社 こすもす	韮崎市藤井町北下條二千三番地四	平成十八年六月九日

財団法人 山梨厚生会	山梨市落合八百六十番地	在宅介護サービスセンター 八トフル塩山	甲州市塩山上於 曾千三百七十二番地	平成十八年四月一日
甲州市	甲州市塩山上於 曾千四十番地	甲州市地域包括支援センター	甲州市塩山上於 曾千四十番地	平成十八年四月一日
有限会社 甲府介護サービス	甲斐市天狗沢十七番地十七	甲府介護サービス	甲斐市天狗沢十七番地十七	平成十八年四月一日
医療法人 仁和会	甲斐市万才二百八十七番地七	医療法人 仁和会	甲斐市万才二百八十七番地七	平成十八年六月一日
山梨市	山梨市小原西九百五十五番地	山梨市地域包括支援センター	山梨市小原西九百五十五番地	平成十八年五月一日
社会福祉法人 富士吉田市社会福祉事業団	富士吉田市下吉田七千五百七十五番地	寿荘	富士吉田市下吉田七千五百七十五番地	平成十八年四月一日
医療法人 銀門会	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	甲州訪問看護ステーション	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	平成十六年十月十二日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目十番一号 六本木ヒルズ森タワー	株式会社コムスン 加納岩ケアセンター	山梨市上神内川 千百七十一番地 Tビル	平成十八年四月一日
川村義肢株式会社	笛吹市石和町川中島百八十八番地	川村義肢株式会社 山梨営業所	笛吹市石和町川中島百八十八番地	平成十八年四月一日
医療法人 慶友会	甲府市城東四丁目十三番十五号	サンクル石和介護施設	笛吹市石和町松本 四百十六番地	平成十八年四月一日

**山梨県告示第五百六十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年十一月九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町久成字白金沢上二四四六、二四五三、字地藏前三三〇七から三三一  
一まで、三三一三の二、三三一三の四、三三一四から三三二〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山梨県告示第五百六十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年十一月九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

西八代郡市川三郷町落居字長シ戸三四一六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長シ戸三四一六の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第五百六十二号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成十八年九月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成十八年十一月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

栄養成分に関する検査

製造事業場所等の名称及び所在地	収去の場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年・月	試験結果の概要						
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	備考
(株)組合貿易 東京都千代田区内神田	富士飼料(株) 山梨県北杜市白州町鳥原	ビートパルプペレット	一八・ 八	六・九	〇・八	一八・一	七・五	〇・八八	〇・〇七	
マルハチ(株) 名古屋事業所 愛知県名古屋守山区西川原町	同右	モルトフィード	一八・ 九	一七・三	七・一	一三・九	三・六	〇・一七	〇・五一	
(株)はくばく 南湖工場 山梨県南アルプス市東南湖	同上	大豆	一八・ 九	三七・四	二〇・八	五・六	四・八	〇・二三	〇・五五	
同右	同上	とうもろこし	一八・ 九	七・八	三・五	二・四	〇・八	〇・〇〇	〇・二二	
同右	同上	大麦	一八・ 九	七・六	一・六	四・一	一・七	〇・〇一	〇・二八	
(株)テノヨ武田 甲府南工場 山梨県中央市高部	同上	醤油粕	一八・ 九	一七・二	六・六	八・六	八・七	〇・二二	〇・一〇	
同右	同上	だし粕(魚粉)	一八・ 九	四一・九	六・六	〇・五	四・三	一・三二	〇・七二	
日東富士製粉(株) 静岡工場 静岡県静岡市清水区清開	山梨製粉(株) 山梨県甲府市湯田	ふすま	一八・ 九	一四・三	四・〇	九・九	一三・二	〇・〇二	〇・九八	
ジェイエイ東海くみあい飼料(株) 清水工場 静岡県静岡市清水区清開	J A東海くみあい飼料 (株)山梨営業所 山梨県南アルプス市下高砂	乳用牛飼育用配合飼料 エキスパート	一八・ 九	一六・一	四・六	七・六	五・七	〇・七一	〇・五四	
同右	同右	肉用牛肥育用配合飼料 甲斐ビーフ	一八・ 九	一二・六	四・四	八・三	三・六	〇・三〇	〇・四四	

山梨県北杜市須玉町若神子	山梨工場 湘南香料(株)	静岡県静岡市清水区清開	ジェイエイ東海くみあい飼料(株) 清水工場	子豚育成用配合飼料 ビッグウルトラBマッシュ	九一八・	一五・六	三・三	三・六	四・〇	〇・五三	〇・四九
山梨県北杜市須玉町若神子	同上	山梨県南アルプス市下高砂	J A 東海くみあい飼料 (株) 山梨営業所	魚粉	九一八・	六三・九	一三・九	〇・八	四・七	二・一二	二・五二

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考欄に当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

山梨県告示第五百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年十一月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月九日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川三郷山 梨自転車道 線	笛吹市大字石和町市部字鶴飼八 四八番地先から 笛吹市大字石和町市部字鶴飼一 一七四番の二地先まで	九六八・五	平成十八年 十一月九日

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止  
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条、第八十二条及び第百十五条の五の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業等の廃止の届出があった。

平成十八年十一月九日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	廃止年月日
吉崎内科循環 器科クリニッ ク	中央市東花輪 一一九番地 二五	一九二二三〇〇 〇九〇	訪問看護（みな し）	平成十八年五月 二日
吉崎内科循環 器科クリニッ ク	中央市東花輪 一一九番地 二五	一九二二三〇〇 〇九〇	訪問リハビリテ ーション（みな し）	平成十八年五月 二日

吉崎内科循環 器科クリニッ ク	中央市東花輪 一一九番地 二五	一九二二三〇〇 〇九〇	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十八年五月 二日
吉崎内科循環 器科クリニッ ク	中央市東花輪 一一九番地 二五	一九二二三〇〇 〇九〇	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十八年五月 二日
吉崎内科循環 器科クリニッ ク	中央市東花輪 一一九番地 二五	一九二二三〇〇 〇九〇	介護予防訪問看 護（みなし）	平成十八年五月 二日
山梨口腔保健 センター	甲府市大手一 丁目四番一 号	一九三〇二二 二二〇	訪問看護（みな し）	平成十八年五月 三十一日
山梨口腔保健 センター	甲府市大手一 丁目四番一 号	一九三〇二二 二二〇	訪問リハビリテ ーション（みな し）	平成十八年五月 三十一日
山梨口腔保健 センター	甲府市大手一 丁目四番一 号	一九三〇二二 二二〇	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十八年五月 三十一日
山梨口腔保健 センター	甲府市大手一 丁目四番一 号	一九三〇二二 二二〇	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十八年五月 三十一日
山梨口腔保健 センター	甲府市大手一 丁目四番一 号	一九三〇二二 二二〇	介護予防訪問看 護（みなし）	平成十八年五月 三十一日
山梨口腔保健 センター	甲府市大手一 丁目四番一 号	一九三〇二二 二二〇	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン（みなし）	平成十八年五月 三十一日

加藤医院	山梨峡東病院	山梨峡東病院	山梨峡東病院	山梨峡東病院	山梨峡東病院	山梨峡東病院	山梨峡東病院	山梨峡東病院	山梨峡東病院	ひらの薬局	ひらの薬局
大月市大月町 真木四九番地	笛吹市石和町 市部八〇九番 地一	笛吹市石和町 市部八〇九番 地一	笛吹市石和町 市部八〇九番 地一	笛吹市石和町 市部八〇九番 地一	笛吹市石和町 市部八〇九番 地一	笛吹市石和町 市部八〇九番 地一	笛吹市石和町 市部八〇九番 地一	笛吹市石和町 市部八〇九番 地一	笛吹市石和町 市部八〇九番 地一	南巨摩郡増穂 町長澤二二五 番地四	南都留郡山中 湖村平野一一 三番地
一九二一四〇〇 四九五	一九二一八二〇 二二二	一九二一八二〇 二二二	一九二一八二〇 二二二	一九二一八二〇 二二二	一九二一八二〇 二二二	一九二一八二〇 二二二	一九二一八二〇 二二二	一九二一八二〇 二二二	一九二一八二〇 二二二	一九二〇七二一 〇三三	一九四二三〇〇 三一九
訪問看護（みなし）	介護予防訪問リハビリテーション（みなし）	介護予防訪問看護（みなし）	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	訪問リハビリテーション（みなし）	訪問看護（みなし）	訪問看護（みなし）	訪問看護（みなし）	居宅介護支援	介護予防居宅療養管理指導（みなし）
平成十八年六月十日	平成十八年六月二日	平成十八年六月二日	平成十八年六月二日	平成十八年六月二日	平成十八年六月二日	平成十八年六月二日	平成十八年六月二日	平成十八年六月二日	平成十八年六月一日	平成十八年六月一日	平成十八年五月三十一日

渡辺医院	渡辺医院	渡辺医院	渡辺医院	渡辺医院	渡辺医院	加藤医院	加藤医院	加藤医院	加藤医院	加藤医院	加藤医院
甲府市城東一丁目八番九号	甲府市城東一丁目八番九号	甲府市城東一丁目八番九号	甲府市城東一丁目八番九号	甲府市城東一丁目八番九号	甲府市城東一丁目八番九号	大月市大月町 真木四九番地	大月市大月町 真木四九番地	大月市大月町 真木四九番地	大月市大月町 真木四九番地	大月市大月町 真木四九番地	大月市大月町 真木四九番地
一九一〇二〇〇 九八九	一九一〇二〇〇 九八九	一九一〇二〇〇 九八九	一九一〇二〇〇 九八九	一九一〇二〇〇 九八九	一九一〇二〇〇 九八九	一九二一四〇〇 四九五	一九二一四〇〇 四九五	一九二一四〇〇 四九五	一九二一四〇〇 四九五	一九二一四〇〇 四九五	一九二一四〇〇 四九五
介護予防訪問リハビリテーション	介護予防訪問看護（みなし）	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	居宅療養管理指導（みなし）	訪問リハビリテーション（みなし）	訪問看護（みなし）	介護予防訪問リハビリテーション（みなし）	介護予防訪問看護（みなし）	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	居宅療養管理指導（みなし）	訪問リハビリテーション（みなし）
平成十八年六月十五日	平成十八年六月十五日	平成十八年六月十五日	平成十八年六月十五日	平成十八年六月十五日	平成十八年六月十五日	平成十八年六月十日	平成十八年六月十日	平成十八年六月十日	平成十八年六月十日	平成十八年六月十日	平成十八年六月十日



渡辺医院	甲州市大和町 初鹿野一八三 五番地二	一九一〇四〇〇 三五五	訪問看護(みなし)	平成十八年六月十五日
渡辺医院	甲州市大和町 初鹿野一八三 五番地二	一九一〇四〇〇 三五五	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年六月十五日
渡辺医院	甲州市大和町 初鹿野一八三 五番地二	一九一〇四〇〇 三五五	居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年六月十五日
渡辺医院	甲州市大和町 初鹿野一八三 五番地二	一九一〇四〇〇 三五五	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年六月十五日
渡辺医院	甲州市大和町 初鹿野一八三 五番地二	一九一〇四〇〇 三五五	介護予防訪問看護(みなし)	平成十八年六月十五日
渡辺医院	甲州市大和町 初鹿野一八三 五番地二	一九一〇四〇〇 三五五	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年六月十五日
齊藤眼科	甲州市塩山上 塩後二八五番地一	一九二二二〇〇 二二七	居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年六月十五日
齊藤眼科	甲州市塩山上 塩後二八五番地一	一九二二二〇〇 二二七	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年六月十五日
齊藤眼科	甲州市塩山上 塩後二八五番地一	一九二二二〇〇 二二七	介護予防訪問看護(みなし)	平成十八年六月十五日
齊藤眼科	甲州市塩山上 塩後二八五番地一	一九二二二〇〇 二二七	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年六月十五日

齊藤眼科	甲州市塩山上 塩後二八五番地一	一九二二二〇〇 二二七	介護予防訪問看護(みなし)	平成十八年六月十五日
齊藤眼科	甲州市塩山上 塩後二八五番地一	一九二二二〇〇 二二七	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年六月十五日
齊藤眼科	甲州市塩山上 塩後二八五番地一	一九二二二〇〇 二二七	居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年六月十六日
齊藤眼科	甲州市塩山上 塩後二八五番地一	一九二二二〇〇 二二七	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年六月十六日
ひらの薬局	南都留郡山中 湖村平野一三番地	一九四一三〇〇 三三五	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年六月十六日
原田歯科クリニック	甲州市里吉四丁目一四番二〇号	一九三〇二〇三 二五一	訪問看護(みなし)	平成十八年六月二十三日
原田歯科クリニック	甲州市里吉四丁目一四番二〇号	一九三〇二〇三 二五一	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年六月二十三日
原田歯科クリニック	甲州市里吉四丁目一四番二〇号	一九三〇二〇三 二五一	居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年六月二十三日
原田歯科クリニック	甲州市里吉四丁目一四番二〇号	一九三〇二〇三 二五一	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年六月二十三日
原田歯科クリニック	甲州市里吉四丁目一四番二〇号	一九三〇二〇三 二五一	介護予防訪問看護(みなし)	平成十八年六月二十三日
原田歯科クリニック	甲州市里吉四丁目一四番二〇号	一九三〇二〇三 二五一	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年六月二十三日
原田歯科クリニック	甲州市里吉四丁目一四番二〇号	一九三〇二〇三 二五一	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年六月二十三日
原田歯科クリニック	甲州市里吉四丁目一四番二〇号	一九三〇二〇三 二五一	介護予防訪問看護(みなし)	平成十八年六月二十三日
原田歯科クリニック	甲州市里吉四丁目一四番二〇号	一九三〇二〇三 二五一	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年六月二十三日

村松歯科医院	○号		ン(みなし)	
村松歯科医院	甲府市湯田一丁目一四番八号	一九三〇二〇三	訪問看護(みなし)	平成十八年六月三十日
村松歯科医院	甲府市湯田一丁目一四番八号	一九三〇二〇三	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年六月三十日
村松歯科医院	甲府市湯田一丁目一四番八号	一九三〇二〇三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年六月三十日
村松歯科医院	甲府市湯田一丁目一四番八号	一九三〇二〇三	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年六月三十日
村松歯科医院	甲府市湯田一丁目一四番八号	一九三〇二〇三	介護予防訪問看護(みなし)	平成十八年六月三十日
村松歯科医院	甲府市湯田一丁目一四番八号	一九三〇二〇三	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年六月三十日
村松歯科医院	甲府市武田三丁目六番二六号	一九七〇二〇二	通所介護	平成十八年六月三十日
村松歯科医院	甲府市武田三丁目六番二六号	一九七〇二〇二	介護予防通所介護	平成十八年六月三十日
ハートフル塩山	甲州市塩山上於曾一三七二番地	一九七〇三〇〇〇七三	居宅介護支援	平成十八年六月三十日

● 障害者自立支援法に基づき指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十九条第一項の規定により、次の者を同法第五十四条第二項に基づき指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)として指定した。  
平成十八年十一月九日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	担当する医療の種類
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東二一〇番地	口腔に関する医療 形成外科に関する医療 脳神経外科に関する医療
国民健康保険富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田六五三〇番地	腎臓に関する医療
市立甲府病院	甲府市増坪町三六六番地	心臓脈管外科に関する医療 腎臓に関する医療
山梨赤十字病院	南都留郡富士河口湖町船津六六三番地一	心臓脈管外科に関する医療
TOKIWA薬局調剤センター	山梨市万力六五番地	薬局(調剤)
雨宮調剤薬局	都留市つる五丁目六三三五番一号	薬局(調剤)
アーク調剤薬局山梨店	山梨市小原西一六八番地	薬局(調剤)
あおき薬局響が丘店	甲斐市竜地二五七二番地五	薬局(調剤)
アトム薬局アルプス通り店	甲斐市万才八二一番地三	薬局(調剤)
アトム薬局鮎沢店	南アルプス市鮎沢一二七〇番地	薬局(調剤)

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成十八年十月三十一日付けで通知があった。

平成十八年十一月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 事件

次の要求事項解決のため

1 医師・看護師などをはじめとする医療労働者の大幅増員。労働条件改善、「合理化」・業務委託反対。

2 生活を守る賃金と雇用確保。大幅一時金獲得、「賃下げ・査定昇給」成果主義賃金導入反対。

二 日時

平成十八年十一月十一日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立歯科診療所

北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川診療所

北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所

南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の四 まずほ共立診療所

甲府市丸の内二丁目八番十一号 甲府共立在宅介護支援センター

甲府市丸の内二丁目八番十一号 訪問看護ステーションすずかけ

南アルプス市桃園三百七十七番地の二 訪問看護ステーションあらぐさ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地の二十四 東八訪問看護ステーションほほえみ

甲斐市富竹新田二百三番地の一 メゾン・ド・ヒロセ一〇三号 訪問看護ステーション

● ヨンやすらぎ

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂・八代訪問看護ステーション

北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション

南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の四 訪問看護ステーションふじかわ

甲府市若松町六丁目三十五番地 共立介護福祉センターわかまつ

以上の病院、診療所等ととりまく地域と病院、診療所等の構内及び全職場、または一部職場。

四 概要

三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。  
ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。

教育委員会

● 山梨県公立高等学校及び山梨県立特殊教育諸学校入学者募集定員

平成十九年度山梨県公立高等学校及び山梨県立特殊教育諸学校の入学者募集定員を次のとおり定める。

平成十八年十一月九日

山梨県教育委員会 委員長 井 上 一 男

平成十九年度山梨県公立高等学校等入学者募集定員

(全日制課程)

学 校 名		学 科 ( コー ス ) 名		定 員	計
北 杜	普 通 科	理 数 科	普 通 科	(三)	二二〇
				(一)	
北 杜	理 数 科	合 学 科	普 通 科	(四)	一四〇
				(六)	
葦 崎		文 理 科		(一)	四〇
				(七)	二八〇

農 林			甲府昭 和	甲府城 西	甲府工 業					甲府 東	甲府南		甲府西	甲府第 一		斐崎工 業	
環 境 土 木 科	森 林 科 学 科	シ ス テ ム 園 芸 科	普 通 科	総 合 学 科	建 築 科	土 木 科	電 子 科	電 気 科	機 械 科	う ち 理 数 コ ー ス 科	普 通 科	理 数 科	普 通 科	普 通 科	英 語 科	普 通 科	(電子機械科・電気科・情報 技術科・環境化学科・理数工 学科・システム工学科)
(一) 三〇	(一) 三〇	(一) 三〇	(七) 二八〇	(七) 二八〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(二) 八〇	(二) 八〇	「一」 「二八〇」 「四〇」	(一) 四〇	(六) 二四〇	(七) 二八〇	(一) 四〇	(六) 二四〇	(六) 一八〇	
(五) 一五〇			(七) 二八〇	(七) 二八〇	(七) 二八〇					(七) 二八〇	(七) 二八〇		(七) 二八〇	(七) 二八〇	(六) 一八〇		

石 和		身 延		峡 南					市 川		増 穂 商 業		白 根	巨 摩			
国 際 教 養 科	普 通 科	理 数 科	普 通 科	情 報 ビ ジ ネ ス 科	土 木 科	イ ン テ リ ア コ ー ス	建 築 コ ー ス	建 築 イ ン テ リ ア 科	電 子 機 械 科	英 語 科	普 通 科	情 報 処 理 科	商 業 科	う ち 国 際 文 理 コ ー ス 科	う ち 理 数 コ ー ス 科	食 品 科 学 科	造 園 緑 地 科
(一) 三五	(三) 一〇〇	(一) 三〇	(三) 一〇〇	(一) 三〇	(一) 三〇	一五	一五	(一) 三〇	(一) 三〇	(一) 四〇	(三) 一〇〇	(二) 七〇	(二) 六〇	「一」 「二四〇」 「四〇」	「二」 「二四〇」 「四〇」	(一) 三〇	(一) 三〇
(四) 一五五		(四) 一五〇		(四) 二二〇					(四) 一六〇	(四) 一三〇		(六) 二四〇	(六) 二四〇				

谷村工業		上野原		都留	塩山				山梨	日川	山梨園芸						
化学・デザイン科	電子情報科	機械システム科	理数科	普通科	普通科	国際経済科	情報システム科	商業科	うち英語通コース科	うち英語総合コース科	普通科	食品化学科	農業土木科	園芸経済コース	生物工学科	園芸科	園芸科
(一)	(一)	(一)	(一)	(四)	(七)	(一)	(一)	(一)	〔二〕 〔三〕 〔一〇〕	〔二〕 〔三〕 〔一〇〕	(七)	(一)	(一)			(一)	(一)
	三〇	三〇	三〇	一六〇	二八〇	三〇	三〇	三〇	一九〇	一九〇	二八〇	三〇	三〇	一五	一五		三〇
(四)				(五)	(七)	(八)				(五)	(七)	(四)					
二二五				一九〇	二八〇	二八〇				一九〇	二八〇	二二〇					

(注) 一 定員欄及び計欄の( )は、学級数を示す。 二 定員欄の「」は、普通科のコースの学級数及び定員であり、当該普通科の募集定員の内数である。	全日制合計	甲陵	大月短期大 学附属		甲府商業			富士河口湖	富士北稜	吉田		桂				
		普通科	商業科	普通科	情報処理科	国際科	商業科	うち英語通コース科	総合学	理科	普通科	文理科	普通科	建設科	デザインコース	環境化学コース
		(三)	(二)	(二)	(三)	(一)	(四)	〔二〕 〔四〕	(七)	(七)	(一)	(七)	(一)	(五)	(一)	
	二二〇	七〇	八〇	一〇五	三五	一四〇	二八〇	二八〇	二八〇	四〇	二八〇	三〇	二〇〇	三〇	二〇	
	(一九〇) 七、一八〇	(三)	(四)	(八)			(七)	(七)	(八)	(六)						
	二二〇	一五〇	二八〇			二八〇	二八〇	二八〇	三三〇	二三〇						

三 葦崎工業は、全科を一括して募集する。  
 (定時制課程)

定 時 制 合 計	ひばりが丘			中 央				谷 村 工 業	都 留	山 梨	巨 摩	甲 府 工 業			葦 崎	学 校 名
	夜	昼		夜		昼		夜	夜	夜	夜	夜			昼	昼 夜 別
	普 通 科	情 報 経 理 科	普 通 科	情 報 経 理 科	普 通 科	情 報 経 理 科	普 通 科	普 通 科	普 通 科	普 通 科	普 通 科	建 築 科	電 気 科	機 械 科	普 通 科	学 科 名
	(一) 三〇	(一) 三〇	(一) 三〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(二) 六〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	定 員
	(一六) 五九〇			(五) 一八〇				(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(三) 一二〇			(一) 四〇	計

(注) 定員欄及び計欄の( )は、学級数を示す。  
 (通信制課程)

中 央		学 校 名	学 科 名	定 員	計
衛 生 看 護 科	普 通 科			一〇〇	一〇〇
				一〇〇	二〇〇

(専攻科)

学 校 名	学 科 名	定 員	計
甲 府 工 業	建 築 科	(一) 三〇	(一) 三〇

(注) 定員欄及び計欄の( )は、学級数を示す。  
 (特殊教育諸学校)

ろ う		盲						学 校 名	部	学 科 名	定 員
高 等 部	幼 稚 部	高 等 部				幼 稚 部					
普 通 科 (重 複 障 害)	普 通 科	専 攻 科 ・ 理 療 科	専 攻 科 ・ 保 健 理 療 科	保 健 理 療 科	普 通 科 (重 複 障 害)	普 通 科					
若 干 名	若 干 名	八	八	八	若 干 名	八	若 干 名				

甲府養護	高等部	普通科	若千名	八
あけぼの養護	高等部	普通科	若千名	八
わかば養護	高等部	普通科	若千名	三二
やまびこ養護	高等部	普通科	若千名	一六
ふじぎくろ養護	高等部	普通科	若千名	一六
かえで養護	高等部	普通科	若千名	二四

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第十一号  
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百二十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取り扱いを次のとおり制限する。  
 平成十八年十一月九日

山梨県内水面漁場管理委員会  
 会長 北村 眞一

指示内容

正誤

- 1 放流の制限  
 本県内においてコイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する目的である場合は、この限りでない。
- 2 持ち出しの制限  
 本県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供する目的である場合は、この限りでない。
- 三 指示の期間  
 山梨県内の公共用水面（区画漁業権漁場を除く。）  
 平成十八年十一月十七日から平成十九年十一月十六日まで

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十八年九月四日山梨県告示第四百六十一号（保安林の指定の予定）

六六一	上	終わりから九から八	二二三四地先・二二三五地先・二二三八地先（以上二筆地先国有上三筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）	二二三四地先・二二三八地先（以上二筆地先国有上三筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
同	下	一から三	字津原二三四地先・二二五地先・二二三八地先（以上三筆地先国有林。先国有林。次の図に示す部分に限る。）	字津原二三四地先・二二三八地先（以上二筆地先国有林。先国有林。次の図に示す部分に限る。）

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番